

厚岸町議会 第1回定例会

平成20年3月10日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成20年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番、竹田議員、15番、石澤議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議案第41号 厚岸町農業農村活性化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
12番、岩谷議員。
- 岩谷議員 ちょっと二、三点聞きたいと思います。
きのう課長のほうから説明があったんですけども、何か時間がちょうどになって、うやむやの中で話が出たんですけども、実はこの詳細については、前は研修センターでやってあったと、それが改定措置やら何やらの関係上、今度はふれあい館で行っているような、そういう何か説明があったと思うんですけども、それでよろしいのでしょうか。
- 議長（南谷議員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） そのとおりでございます。
- 議長（南谷議員） 12番、岩谷議員。
- 岩谷議員 それで、この条例なんですけれども、一応、ふれあい館につきましては、1次構想やら、そういうものについては、例えば設備なんかも万端に整っているものなのかどうか。話によれば、大変厨房が狭いと、そしてガス等についても家庭用のガスだから、当然葬儀の関係のときには不都合があるのではなかろうかと、そういうお話をちょっと伺ったものだから、そういうようなことでなされるのであれば、十分設備等についてもきちんとやってほしいなと思うんですけども、そこら辺について。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ふれあい館の葬儀の関係につきましては、その葬儀の利用方法あるいは部屋の間取り図等々で、いろいろ工夫しなければいけないということがあります。関係あるいは施設等々、設備は一応そろっていますけれども、厨房の関係については、これまで一度も葬儀関係実施していないわけでありまして。それで、運営規定の中で地元とも協議をした中で進めたいと思っておりますけれども、各地域で集会所等もございます。それらの施設管理も参考にしながら、早期に支障を来さないような形で管理運営等を考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 12番、岩谷議員。

●岩谷議員 内容についてはわかりました。

それで、一応、農業センターについては恐らく、どういうふうになるか、研修センターが、今のこのふれあい館が使われるのであれば、今後の研修センターがどういうふうになっていくのか。そして、今まで研修センターでいろいろと皆さんが利用している部分が今後どういうふうになっていくのか、その経緯については幾つか質問させていただきたいと思うんですけれども、内容を詳しく説明をよろしくお願いしたいと思っております。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 実は、1月の27日に地元自治会での協議がされました。その中で3点ほど町に要望がございまして、その回答を2月の20日に回答をもって、地元の第5回目の説明会をしたところでありまして。1月の27日の地元の要望につきましては、耐用年数まであと一、二年あるんですけれども、その期間何とか利用させてほしいと、こういう要望が1点。それから、酪農ふれあい館に移設集約するのであれば、地元の需要をある程度100%満たすような利用の方法を考えていただきたいというのが2点目です。それから、最後のもう1点が、センターの施設の危険度合い、本当にどのくらい危険なのか、そういった危険度合いを資料で示してほしいと、数値で示してほしいと、そういった要望が3点ございました。

私どもとしまして、いろいろ内部協議をいたしました。それで、2月の20日に正式な回答ということで説明会を開かせていただきました。センター利用段階の、どうしても何とか一、二年使わせてほしいという要望だったんですけれども、最初、町のほうの持っていた回答は、これについては要望を100%満たすことはできないというのが1点。それから、2点目のふれあい館の100%利用については、重複をしない利用について国との関係含めて説明をして、ある程度了解いただいたところでありまして。それから、危険度合いについては非常に、全体の部分にあるのをもし改善していくのであれば1億円以上かかると。それから、研修室を安全な形で使用させることについては3,800万円ほど要するということをよく説明をして、地元の方々のご理解を得るため、ご説明をしたとこ

ろであります。

それで、最後まで残っておりました1番の、何とか利用をさせていただきたいということについては、今、旧尾幌保育所が今は季節保育所で自治会の運営になっていますがけれども、児童数が減少をしたことによりまして、3月末をもって閉所になるということでございまして、それで暫定的な一時措置として一、二年、地域の要望期間として、一、二年というのは地域の要望で研修センターを貸してほしいという要望でしたので、その期間旧尾幌保育所を使用認めていきたいということで、町のほうでそういう説明をいたしました。それで、地元の方と2月の20日に最終的に地元の自治会の理解をいただいたという内容で、以上でございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 議案41号に関しまして、今も質問が出ておりましたけれども、今まで使っていた施設は中止というか、いろいろあるんでしょうけれども、使わなくするという事になっているんですか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 3月31日をもって休館ということで進めてございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 それで、その休館とすることについての条例上の手当てということについては問題はないわけですね。

それから、今の説明の中身ですと、別の施設を代替として使うというんですが、その使い方についても条例上の手当てについては問題ないと、こういうことですか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 農業研修センターの使用の関係、休館の関係であります。補助金適正化法の耐用年数が今現在、ことしで32年を経過したと。尾幌の農業研修センターについては昭和59年建設でありますので、この耐用年数が34年ということでありまして、平成22年がこの耐用年数の34年を迎えるということでありまして。センターの条例をそのままにしているところなんですけれども、センターの条例の第5条に使用の制限という項目が条文がございます、その第3号に管理運営上支障があると認められたときについては、町長はその使用をさせないことができると、そういう条文がございますので、その条文を適用したいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私のほうからは、尾幌へき地保育所の関係でございますが、児童数の減少により運営委員会のほうから申し出がありまして、3月31日で児童数が減少してゼロになるということで、その期間ということで今作業を進行しているところですが、あくまでもこれは休所の扱いということで、来年以降また2月に、来年は来年ですすね、2月に相談をさせていただきたいということでございますので、条例上は今はそのままの状態であります。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 済みません、補足をさせていただきたいと思います。

農業研修センターの条例上は、そういう形で適正化法の規制もあって、廃止して取り壊しということになれば、いただいた補助金をお返し、返上しなければならないということがありまして、許可を要する期間は建物はそのままの形で、使えないような形の扱いはしますけれども、残しておくということで考えております。したがって、条例はそのままにしておいて休館の扱いをするという形です。

それから、へき地保育所につきましては、お子さんが、地域のほうで見ていくということが不可能だということがありまして、ほかの運営に取り組むことから、この20年度については休館という扱いでお願いしますという申し出がありました。そこは児童福祉施設ということでありまして、他の目的で利用する場合は、さまざまな手続が必要でありますけれども、自治会で、あるいはお年寄りがそこで、特にお聞きをしますと月に1度、カラオケがしたいんだと、何とか利用調整を図ってほしいという地域の要望がございまして、酪農ふれあい館を利用していただけないかという話をさせていただいたんですけれども、どうも使い勝手が悪いと、それからお年寄りなものですから、できるだけ近くに欲しいんだと、そういうことが要望として出されましたので、タイミングが一致してよかったのか悪かったのか、そういうことでへき地保育所を使える状況になったということでありますから、福祉施設という扱いでそこをご利用いただくという形において、へき地保育所はそのまま残しておくということでさせていただきたいということです。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 大体内容はわかりましたけれども、研修センターの後というか、今後、当面は普通に使えるという説明でしたけれども、あそこの敷地全体といいますか、共進会場とかありますよね、あれも町の施設なんですか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 共進会場の用地につきましては、釧路太田農業協同組合の施設です。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 結果的に研修センターをつくりかえをするということにすると、あの一带というか、共進会場は抜いてもということになるとしても、あの一带、管理はどこがしているのかな、今度はもう使わないでいくと、農協もあそこは農協じゃないからと草ぼうぼう、研修センターの前のほうも、使ったときには何か活用した中で、自分らでやっているいろいろなことをやったけれども、結果的にはあの一带は今度はどうなっていくんですか、その辺は考えていますか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 研修センターの周辺につきましては、これまでも自治会の皆さんがボランティア活動として花壇の整備とか、それから草刈り等、地域の皆さんがボランティアでやっていた経緯がございます。今後については、地元としても、今後どうするかということについては協議、最近1度打診がありました。それで、それらについても、今後、まさか放置もできませんので、それらについて地域の皆さんと今後の取り組みみたいなことを考えてございます。したがって、まだ結論は出ていませんけれども、その辺につきまして地域の皆さん方と詰めてみたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 やはりもっと具体的に話進めていかないと困ると思うんですよ。それで、今まではあそこに施設がありましたから、地域の人が自分たちが寄り合う、集う、そういう場所として花壇だとか、そういうものも手入れなんかはされていたと思うんですよ。ところが、結果的にあそこがそういう機能を果たさなくなると、わざわざあそこに、空き家になってもう使えない施設のところに行って、花壇をやるなんていうことにはならないのではないのかなというふうに思うんですよ。そうしたときに、あの一带がやはりめっちゃめっちゃになっていくのではないのかなと。そうすると、秋口には草ぼうぼうになって、野火なんかが発生しないとも限らないし、そういう管理の面からもきちんとしていかないとまずいのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 農業研修センターについては町の施設でありますので、この前の花壇等、そういったところについてはもちろん直営ということを考えながら、地域の皆さんにも協力していただければ協力していただけるような形でご相談を申し上げたいと思います。

それから、共進会場につきましては、農業協同組合の土地でありますので、これにつ

いては農協のほうと今後相談をさせていただいて、進めさせていただきたいなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第3、議案第42号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第42号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書52ページをお開き願います。

今回の改正は、町営住宅における暴力団員排除について所要の改正を行うものであります。

平成19年4月20日に、東京都町田市の都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、国土交通省において全国調査が実施され、暴力団員による不法行為等が全国的に多発していることが判明いたしました。このような状況を踏まえ、国土交通省は平成19年6月1日、公営住宅における暴力団排除の基本方針を策定し、各自治体は管轄する警察と連携して、公営住宅から暴力団員を排除していくガイドラインが打ち出されたものであります。このガイドラインに基づき、全国の各自治体で所要の対策を講じることを検討しており、本町においても現行の厚岸町営住宅管理条例の規定では、入居者が暴力団員であるということが入居制限や明け渡し請求事由となっていないため、町営住宅に暴力団員が入居することを防ぎ、また入居後に暴力団員であることが判明した場合、明け渡し請求を行うため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定される暴力団員の排除規定を新たに整備、追加するものであります。

議案の内容につきましては、別途お手元に配付しております議案第42号説明資料、厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

議案第42号説明資料をごらんいただきたいと思います。

第6条、入居者の資格に第6号として、暴力団員を排除する規定の追加を行うものがあります。

第13条、同居の承認では、第2項に同居承認の対象から暴力団員を排除する規定の追加であります。

第14条、入居の承継ですが、第2項に入居承継の対象から暴力団員を排除する規定の追加であります。

2ページをお開き願います。

第43条、住宅の明け渡し請求では、第1項第6号として、暴力団員の排除規定を住宅明け渡し事由に加えるものであります。

なお、この規定の追加に伴い、同条第3項中、第5号を第6号に改めるものであります。

次のページをごらん願います。

現行第58条、過料を第61条に、第59条、規則への委任を第62条に、それぞれ繰り下げ、第57条の次に新たに次の3つの条を加えるものであります。

2ページのほうへお戻り願います。

第58条、許可等に関する意見聴取では、町長から厚岸警察署長に町営住宅に入居の許可をしようとする者又は現に入居している者が暴力団員であるか否かの意見聴取ができる規定であります。

第59条、町長への意見では、厚岸警察署長から町長に、町営住宅に入居の許可をしようとする者又は現に入居している者が暴力団員であるか否かの意見を述べるができる規定であります。

次のページになります。

第60条、勧告では、前条の規定により厚岸警察署長から意見が述べられた場合、町長は町営住宅の管理のため、特に必要があると認めるときは、当該入居者に対し町営住宅の明け渡し、その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる規定であります。

議案書53ページにお戻り願います。

附則であります。第1項で、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

また、経過措置としまして第2項では、新条例第6条第6号及び第43条第1項第6号の規定については、施行日以後の入居申し込み者から適用とするものであります。

第3項では、既存入居者又は施行日前に申し込みをした者であって、施行日以後に入居する者が暴力団員であることが判明したときは、明け渡しの勧告を行うものとし、従わないときは明け渡し請求をすることができるものとするものであります。

第4項では、入居者等が暴力団員と同居していることが判明したときは、暴力団員を退去させる勧告を行うものとし、従わないときは明け渡し請求をすることができるものとするものであります。

次のページをごらん願います。

第5項では、前2項の規定による明け渡し請求については、新条例第43条第2項及び第3項の規定を準用するものであります。

以上、簡単な説明であります。本改正によりまして、町営住宅への暴力団員の入居を制限し、入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保に努め、今後とも管理運営を行っていく考えでありますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 基本的人権に関することなので、この場合、定義づけをきちんとしておかないとうまくないということがありまして、条文上は定義づけはきちんとしているようですが、今の説明の中でちょっと私聞き漏らしたのではないかと思いますのでお聞きしますが、暴力団員というものの定義は法律で行われているわけです。それに従って、この条例ができています。そこで言う暴力団員とは何なのかということについて、きちんと説明をしていただきたいわけでありまして。世間でいう、「あの暴力団なんだって」というような使い方とは大分違うと思いますので、その点を明示していただきたい。

それから、もう1点は、というようなことを踏まえてですね、それに対してこういう趣旨で、いわゆる暴力団排除という一環として、こういうものが条例にできたという趣旨、それは大いに結構であります。そのとき排除される、適用される範囲というのはどういうものなのかということについても、わかりやすくきちんと方法を徹底する必要がありますかと思っております。この2点についてよろしくお答えをいただきたい。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、1点目の暴力団員の定義づけのご質問でございますが、これにつきましては暴力団員による不当な行為の法律等に関する法律がございまして、その中の第2条第6号に規定されております、それが暴力団員というふうに規定されております。その規定に基づく暴力団員ということでございます。

それから、適用される範囲でございますけれども、これは警察署、今、厚岸町と厚岸警察署両方で協定を結んだ中で、厚岸警察署のほうで暴力団員の認定をしていくというものでございます。その中で、暴力団員であるということが認定されて、それを受けて町のほうで勧告、明け渡し請求といったほうに進めていくというようなものでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 私はね、根拠条文を聞いたんじゃない、根拠条文は平成3年法律第77条、第2条6号に規定する暴力団員であるということはきちんと言われているわけですから、それについては何も問題ない。その法律は、ここに資料としては出ていないんですよ。

それから、答弁の中でも、こういうのをいうんだということの明記がないんですよ。それを聞いているんです。法律で規定している暴力団の定義というのは何なんですかと聞いている。そういうことなんです。そのときに、いやいや法律で決まっているんです

よと、それから法律のほうは警察が暴力団と認定すれば暴力団になって、認定しなければならなくなるということしか書いていないんですか。今の話だと、そういうふうに関こえますよ、そうじゃないでしょう。

例えば、広域暴力団指定、何とか団体に入っているものとか、いろいろなものがあると思うんですよ、それを聞いている。そこのところを町として当初からきちんと打ち出していなければ、個々の人に対して担当者が、こいつはうまくないなと思ったときには暴力団になるし、そうでないときには暴力団にならないなんてことになったら、まさに基本的人権の侵害という問題が入ってくるわけです。

ですから、こういう場合には、不利益措置をするわけですから、その定義というのは非常に大事なんです。それで、そのことを議会でもきちんと説明していただきたいという趣旨でございますので、よろしくお願ひしたい。

それから、もう一つのほうは、今、警察署と打ち合わせでどうのこうのと、それは手続でしょう。私が聞いているのはそういうことではなくて、1問目の定義とも関連しますが、厚岸町はこういう形で今町営住宅管理条例を変えて、こういう人についてはこういう形でだめなんですということを打ち出しましたということを知りやすく、町民に対してきちんと説明をする、いわゆる広報をする必要があるでしょうということを行っている。その点についてはどうお考えなんですかと聞いているわけですから、私のどうか質問の趣旨をお酌み取りいただき、的確にご答弁をいただきたいわけでありませう。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答をいたします。

この暴力団員たる定義でございますけれども、先ほど申し上げました暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の中で定義がされてございまして、その第2条の中で、この法律において次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めることによる。

1として、暴力的不法行為等の撤去に掲げる次のうち、国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

それから、2として、暴力団員、その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

それから、3として、指定暴力団、次条の規定により指定された暴力団員。

それから、4として、指定暴力団員連合、これは第4条のほうに規定されておりました、こうした指定された暴力団員をいう。

それから、5として、指定暴力団員又は指定暴力団連合をいう。

6号としまして、暴力団員、暴力団の構成員をいう。

それから、7として、暴力的要求行為、第9条の規定に違反する行為をいう。

それから、8として、準暴力的要求行為、1つの指定暴力団員等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団員等、又は第9条に指定する系列上位指定暴力団等を示して、同条各号に掲げる行為をすることをいう。この後に規定と条項がございませうけれども、定義としてはこういった定義となっているものでございませう。

それから、一般の町民等々に周知ということでございますけれども、この条例等が可決されますと、まず法律上では地方自治法第16条第2項に基づきまして、地方公共団体の長はこの規定により条例の送付を受けた場合においては、さらにその他措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から20日以内にこれを公布しなければならないとされておりまして、公布とは制定された条例の内容を町民の一般に周知する行為をいうというものでございます。公布の方法としましては、厚岸町広報式条例で定めておりまして、条例の公布は役場前、湖南地区出張所前の掲示板にて掲示して行うというふうなこととなっております。

ただ、こうした中だけでは広く町民、それから特に入居者の方にはなかなか広まっていけないということもございます。より確実に周知をしていくためには、広報といたしまして今回の場合は改正内容を示しました文書等、それによりまして入居者に配付していくというふうな考えを持っております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 あのですね、これは、あなたは暴力団ですよと、暴力団員ですよという認定をされた人に対して、不利益を強いる条例なんです。したがって、まかり間違ったときにはですね、間違っただけで認定をしてしまったら大変なんですよ。だから、担当者において暴力団員とは何をいうのかということについて、きちんと知っていなければ認定できないわけですよ。

しかも、この認定の責任は厚岸町にあるんですよ、この条例の適用に関してはね。警察署長からというのは意見を聞くだけですから、それに従って行っても、最終的に認定は厚岸町が行うわけでしょう。

そうすると、今暴力団員って何ですかと聞いたのに対してですね、延々と条文を読み上げただけなんです。しかも、その条文は委任規定はある何はある、何条に準用規定はあるで、私聞いていて何が何だかさっぱりわからなかった。おぼろげながらわかるのは、恐らく暴力団というもののまず認定があるわけです。そして、その構成員を暴力団員というという形だと思うんですけども、これはそういう人がという言い方もおかしいんですけども、だれでもいい、今回入居したいんだって来たときに、この人が暴力団員であれば排除しなければならないわけですよ、入居の資格審査から、まず排除しなければならないんですね、資格規定になっていきますから。そのときに、今のような暴力団員って何ですかと議会で聞かれたときに担当課長が、つかかりつかかり法律条文を読み上げるだけで、以上の定義でございましては余りにも心もとないです。やはりその点を、まずきちんと押さえていただきたい。そうでなければ、認定不能ですよ。いやいや、最終的に警察と相談して、警察がそうだよと言ったらそれでいいんだというだけでは、やはりうまくないと思う。町のほうとして、一応のこういう根拠に基づいてこうであろうというぐらいのことを言って、それで警察と相談できるだけの力をつけてほしいと、こういうことです。

それから、町民に対する広報というのはおわかりだろうと思いますが、この人がそうですなんて話ではなくて、入居資格のときにもこういうものは見ますとよ。それ

から、入ってからわかった場合でも出ていってもらえることがあるんですよと、それはいろいろな細かい定義の隅から隅までを言う必要はないと思うけれども、こういうような団体にこういう形で構成員として入っている人は暴力団員となって、これは厚岸町の公営住宅に住むことはできないんですということが町民にわかりやすく一般論として広報していくという必要があるのではないかという意味なんです、再度ご答弁をいただきたいわけであります。

●議長（南谷議員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） まず、1点目の暴力団員の認定でございますけれども、これにつきましては暴力団員であるという警察署の認定を受けるわけでございます。これは平成12年の暴力団員排除のための部外情報提供について、警察庁通達の中で警察が提供した情報の正当性については警察が立証責任を負うということとなっております。あくまでも、この認定については警察署のほうで行っていくと。

ただ、それに基づき、町が判断をしまして、明け渡し請求等については町営住宅の管理者であります厚岸町が責任を持って行っていくといったものでございます。その規定は、今回の規定の中で条例の59条、この中で町長の意見とした中で、この意見をいただくといったものでございます。

それから、町民に一般に今回の条例改正、これらの概要等を広報していく必要があるということは当然のことでございます。これらは広報等の中でも周知していきたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

- 谷口議員 私は、室崎議員みたいに法律的には詳しくはわかりませんが、あれなんです、ただ今言われている暴力団の定義については、やはり町民だれでもがきちんと押さえられるものになっていかなければ困るのではないのかなというふうに思うんですよ。一般的に、指定暴力団だとか、広域暴力団だとか、そういうのが、あれが暴力団かというのが一般的にわかると思うんですけども、実際、末端までどうなっているのかというのは、だれもわからないのがある意味現実ではないのかなというふうに思うんですよ。その結果が、さきの立川の事件にもつながっていているのではないのかなというふうに思うんですよ。暴力団員として活動するだけでは、今の社会は生きていけないというか、結果的にはさまざまな分野に今進出してきているわけでしょう。そうすると、例えば土木工事、建設工事の下請、孫請、そういうところでやっている仕事が案外そういう人たちのグループの仕事だったりするということになってきたときに、そういうものをきちんと押さえることができているのかどうなのかということだと思っております。そういうあたりまで調査することができるのか、そういう権限があるものなのかどうなのか。万一間違えば、構成員の人かもしれないけれども、そうでない人もいる場合もある場合も出てくるのではないのかなというふうに思うんですよ。そうしたときには、どういうそれに対して判断をしていくのか、その辺はどういうふうに考えているのかご説明をお

願いたします。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをしたいと思います。

今回の条例改正の目的は、まずは第1は町営住宅の入居者、入居している者、それから今後入居する者、こうした者に対するところから暴力団員を排除していくといったものが、まず大前提でございます。

今、ご質問……

●谷口議員 だからどうしたの、当たり前だよ、そんな……

●建設課長（佐藤課長） まず、町営住宅はそういう、そのための条例改正でございます。

その中で、また町内の働いている方とかが例えば暴力団員、そういったことの把握等は私どものほうでは、それはできないわけでございます。

しかしながら、暴力団員の認定調査というのは、先ほども申し上げましたけれども、警察のほうで行うということになります。仮に、本人から暴力団員でないという申し出があった場合は、その管轄する警察署ですから、この場合は厚岸警察署になりますけれども、ここで再度照会をいたしまして、その回答に従うということになります。

警察のほうでは、組織的に対応をしていきまして、それから情報の的確性を確保することからも、必要な補充調査を実施していくと、それから情報の正当性については警察が立証責任を負うということでございます。かなりこういう暴力団員、何度も事件を起こしたり、そういったところの暴力団員となります。先ほどの暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、これに基づいた2条第6号に規定される暴力団員というのは、かなり情報が警察のほうでは持っているというものでございます。そうした中で、その情報を確認し、例えば町営住宅に入居されている方が、そういった暴力団員であるということが警察のほうでわかった場合には、町のほうへ連絡が入るといったことにもなります。そうしたことで対応を図っていくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 余りにもさ、警察情報うのみ論だものね、今の説明を聞いていると。ある人権派と言われる弁護士が、やはりこの問題で裁判争った経過があるんですよ。そういうときに、ある広域指定暴力団がその弁護士に12億円出すから頑張ってくれという申し入れがあったんですよ。ですけれども、その弁護士はその申し出を断って、無償で弁護活動をしたことがあるんですよ。

ですから、一方向だけの考え方というのは、やはり正しくないと思うんですよ。だから、その辺は慎重にやっていかなければ、私、暴力団擁護する立場ではありませんから、きちんとしていただかなければ困るけれども、余りにも一方向だけの考え方で物事を進

めていくと、取り返しのつかないことが起こり得る場合があるんですよ。その辺は慎重にかかっていかないと、私は困るのではないのかなというふうに思うんです。その辺ではどうなんでしょうかね、副町長。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ただいまの谷口議員のおっしゃること、先ほども室崎議員からお話がありました。基本的な人権にかかわること、要するに町で管理をしている公営住宅に入れるか入れないかということについての最終判断は町長であります。したがって、今おっしゃったような警察の情報だけを丸のみするということではなくて、我々は警察以上の調査権を持っているわけではありませんけれども、きちんとその辺の情報というものの確実性といいますか、それを私どものできる範囲でチェックをしていかなければならないだろうというふうには考えています。その上で、最終的に入居の判断あるいは退去の判断というものをしていかなければならないものだというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。
2番、堀議員。

●堀議員 今の議論を聞いていると、警察では認定したよと、でも町でいろいろと考えたらば、いやこの人は退去するまでもない人だというような判断というものもなり得てしまうのかなという議論になるのかなと思うんですよ。そうしたときに、万が一その者が暴力団行為なり、他の入居者なりに損害というものが働いていた場合というのは、この場合はやはり町のほうにも管理者責任というのが生じると思うんですよ。今の議論だと、ちょっと私は納得ができないんですよ。やはりどこかの時点で線を引いてやると、警察が認定したらば認定したで、そこで動かざるを得ないのではないのかなと思うんですよ。それに対しての不利益処分に対しての異議申し立てというのは別な法律で、当然、行政組織に対しての異議申し立てがあるわけなんですから、その段階で対応をする、そういうほうにしなければならない。あくまでも、認定段階では速やかなる行動というのも必要ではないのかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今、谷口議員さんのほうのご質問にお答えしたのは、ただ警察情報だけをうのみにするなというお話に対する答えであります。私どもは、うのみにするということではなくて、きちんと確認をする。ただし、これはできる範囲というのが、できる能力といいますか、できる範囲というのがおのずと決められておりますから、結果として我々の判断も誤る場合もある、警察の判断も誤る場合もある、だれも神様ではありませんから、そういうことはあり得るということだろうと思います。

基本的には、やはり警察の情報を我々が我々の判断で拒否する、あるいは認めないということになれば、それは確実性を持った情報がなければ、そういうことはできないと

いうふうに考えます。その上で、さまざまな事件事故が起きた場合は、その時点で考えなければならない問題であろうというふうに思います。その結果、公住に入居することを排除された方、今、堀議員がおっしゃったとおり、そのことに対して不服がある場合は、他の機関に法律的な判断を求めていただく、それは法律がありますから、行政不服審査法という法律がありますから、その法律で判断をしていただくことになるというふうに考えます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第4、議案第43号 厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第43号 厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書55ページをお開き願います。

厚岸町菌床きのこ生産者住宅は、菌床きのこ生産による産業振興と地域の活性化を図るため、平成10年度に供用を開始し、平成14年度まではシイタケ生産着業者が道内外から集まり、生産者住宅10戸が全部埋まる状況となっておりましたが、その後、徐々に地域内に自分の住宅を求める方や、シイタケ栽培を取りやめ、町外へ転出する世帯があり、現在は10戸のうち3戸が空き家の状態となっております。きのこ生産者の募集は常時行っておりますが、道内外からの問い合わせがあるものの、新規生産者が着業するまでには至らない状況であります。

このため、これまでの議会の議論を踏まえ、菌床きのこ生産者住宅の本来の目的を基本としながらも、空き家となっている住宅に対し、地域における住宅環境と定住促進に向け、一般町民や定住希望者など、広く入居ができるよう本条例の一部を改正するものであります。

また、先の議案第42号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定と同様に、

厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例においても、暴力団員の排除規定を新たに整備追加するものであります。

議案の内容につきましては、別途お手元に送付しております議案第43号説明資料、厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明させていただきます。

議案第43号説明資料をごらん願いたいと思います。

第3条の入居資格に第5号として、暴力団員を排除する規定の追加を行うものであります。

2ページをお開き願います。

第4条の入居資格の特例では、第3項に一般入居者の資格の特例と、この場合において入居許可期間の規定を追加するものであります。

第7条の同居の承認では、第2項に同居承認の対象から暴力団員を排除する規定の追加であります。

第8条の家賃の決定では、第2項に一般入居者の家賃の規定を追加するものであります。

次のページをごらん願います。

第18条の住宅の明け渡し請求では、第1項第7号を第8号とし、第6号の次に第7号として暴力団員の排除規定を住宅の明け渡し請求事由に加えるものであります。

なお、この規定の追加に伴い、第3項を第4項に繰り下げ、第3項に損害賠償請求ができるよう規定を追加するものであります。

4ページをお開き願います。

現行第19条の過料を第22条に、第20条の委任を第23条にそれぞれ繰り下げ、第18条の次に新たに次の3つの条を加えるものであります。

3ページにお戻り願います。

第19条は、許可等に関する意見聴取として、町長から厚岸警察署長に生産者住宅に入居の許可をしようとする者又は現に入居している者が暴力団員であるか否かの意見聴取ができる規定であります。

第20条に、町長への意見として、厚岸警察署長から町長に生産者住宅に入居の許可をしようとする者又は現に入居している者が暴力団員であるか否かの意見を述べるができる規定であります。

4ページをごらん願いたいと思います。

第21条に勧告として、前条の規定により厚岸警察署長から意見が述べられた場合、町長は生産者住宅の管理のため、特に必要と認めるときは、当該入居者に対し生産者住宅の明け渡し、その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる規定であります。

議案書56ページのほうにお戻り願いたいと思います。

附則であります、第1項で、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

次のページをお開き願います。

経過措置としまして第2項では、新条例第3条第5号及び第18条第1項第7号の暴力団員の排除規定については、この条例の施行日以後の入居の申し込みをした者に適用す

るものであります。

第3項では、既存入居者又は施行日前に申し込みをした者であって、施行日以後に入居する者が暴力団員であることが判明したときは、明け渡しの勧告を行うものとし、従わないときは明け渡し請求することができるとするものであります。

第4項では、入居者等が暴力団員と同居していることが判明したときは、暴力団員を退去させる勧告を行うものとし、従わないときは明け渡し請求することができるとするものであります。

第5項では、前項の規定による明け渡し請求については、新条例第18条第2項及び第3項の規定を準用するものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

7番、安達議員。

●安達議員 私、お聞きしたいのは、この暴力団関係ではなくて、きのこ住宅の入居資格、これの拡大というか、あの住宅今言われたとおりきのこ生産の生産者もしくはシイタケ生産に従事するものということで建てられた住宅だと。それで、残念ながら今3戸ないし4戸あいているわけなんですけれども、このあいたことにはいろいろ事情があるわけですね。それで、そのあいた後、この何年間、何か埋めるための施策というか、そういうことをなされたのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。施策というか対策ですね。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） まず、私のほうからお答えをしますけれども、埋めるための施策ということでは、私ども建設課のほうでは管理していく立場の中では、今回の条例改正をして一般の方も入居できるような、まず形としていきたいというものでございます。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 安達議員ご指摘の埋めるための施策ということでもあります。現在、上尾幌の生産団地が1団地、新規の着業者のために1団地が用意してございます。したがって、就農できる門戸は開放してございます。問い合わせについては、年に数回問い合わせはありますけれども、公募という形での着業者の募集ということは行ってございません。

●議長（南谷議員） 7番、安達議員。

●安達議員 問題は、ただあいた、生産をやめてしまっていなくなったということ、生産

をやめていった理由はいろいろあるんですけども、平成8年にあの菌床工場を設立しまして、たしか平成9年、10年と2カ年にわたって生産者が入ってきたわけです。当時、全国に公募をして、たしか90戸くらいの申し込みがあったと私は聞いておりますけれども、その中のよりすぐりというか、最終的には10戸を選んで、あそこに生産者として入ったということだったですね。

それで、その後、徐々に退去をしたり、たまたま奥さんがけがして、病気で亡くなったとか、冬の寒さに耐えられないとかという事情のもとに、生産をあきらめて、また本州に引き揚げたというような方も、そういう事情でやめたんですね。また、採算が合わなくてやめたというのもあります。

今残っている方は、大体落ち着いて採算も軌道に乗ってきているわけでございます。それで、やはりこの家賃は、この石油高騰で要するに暖房費のコスト高騰だとか、それに伴う資材関係、そういうものが非常に高くなってしまったということで、今現在の4万円の家賃というものは、これはかなり生産者の入居している方々の話聞きますと、相当これが負担になっているということでは、この4万円あたりも見直す必要もあるのかなという気もしておりますけれども、それ以前に固体ベースで上尾幌のシイタケが全道的に何と申しますか、特に1つの進出先という形でしっかりした形でできたわけなんですよ。これは行政のお力もありまして、本当に今では全道的に厚岸の上尾幌のシイタケ、これは札幌市場でもかなり評価されている状態だと。

こういう中で、やはり今の上尾幌地域見ますと、産業らしい産業というのはあれしかないわけなんですよ。ここでもう1回、行政が力入れていただいて、全国に公募したり、そして生産者をふやす。一般の方を入居させるのも、一つの方法だろうと思うんですけども、やはり何と申してももう一度、生産者を公募して生産活動をしていくと。そして、その方に入っていただくということが私はまず前提だろうと考えるわけなんですよ。そういうことを今後とも、もう一度上尾幌の活性化のために、そういうお考えがあるかどうかを聞きたいと思えます。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 安達議員ご指摘のとおり、最近、キノコについては全国的に消費量安定しております、むしろ不足ぎみの状況ということも聞いてございます。これまで上尾幌地区には、キノコの里事業等々で億単位の町費がつぎ込まれていることでもあります。センター、上尾幌にとって、本当に今現在はもうなくてはならない施設になってございます。今後とも、良質で安定的に菌床を提供していくということが私どもの使命だと考えております。そういった直接的な補助でなくても、現在のような形でより地域に貢献していくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、公募の関係でありますけれども、前回の募集をベースに、いろいろ課題もあったかというふうに思います。新規就業ということになりますと、相当な初期投資も必要であります。培養ハウス、それから生産ハウスのほかに出荷ハウスとか、そういったもろもろの初期投資が相当かかるわけであります。これは前回の募集方法をベースにして、課題等を研究しながらどういう方法がいいか、再度、部内で検討をしてみたい

というふうにしてございまして、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 7番、安達議員。

●安達議員 非常にきついことを言わせていただきますけれども、全く今の答弁聞いていても、これからあそこの地域を何とかしようと、産業振興課が全くそういう意気込みが何も感じてこないんですよ。ただ、何となく答弁しているということで、これはとんでもない話だと思うんですよ。

そして、菌床センター自体も今のうちに手を打っておかないと、あそこは当初の目標がたしか50万菌床をつくる、最低です、それからもっとふやしていこうという目標だったと思うんですよ。それがだんだんだんだん、その50万菌床が40万、30万と下がる可能性が十分あるわけですよ。そうでなくても、採算的に非常に厳しいという状況の中で、やはりもっと生産者をふやして、菌床センターでつくる菌床を地元の生産者に買ってもらうということが、あの菌床センターの大きい目的だと思うんですよ。

そういうことも考えて、もっと前向きにあの地域の振興のために、きのこの住宅の生産者をまずふやすというのが私はもう大前提だと思います。それでどうにもならん場合は、一般の方に開放すると、これもいたし方ないことだと思うんですけども。やはり当初の目的、あの地域のためにもう1回がっちり頑張ってもらいたい、これは町長にも強くお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

上尾幌地区、かつての栄えた炭鉱の閉鎖に伴い、新しい産業として今日あるわけがあります。約20年近い、地域の皆様方の努力により、上尾幌のキノコが市場におきましても高く評価をされるまでに至っております。それは、地域の皆様方の努力があればこそで、私も心から敬意を表している次第であります。

また、政策的にも、いろいろな面で今日まで努力をさせていただいておりますが、しかしながらキノコ生産者の住宅というものを設置し、本来でありますと入居者、希望が多くなければならない実態が欲しいところであります。

しかしながら、残念なことに3軒の空き家になっているという現実も踏まえながら、やむなく今回条例を提案をいたしておるところでございます。何と云っても、生産者優先の住宅であります。このことについては、我々は変わるものではありません。

そういうことで、今回の空き家については、期間を1年という限られた緊急避難的な措置として、空き家対策として条例を出しておりますので、あくまでも生産者の住宅であるという認識で、さらに生産者を振興しながら入居者もふやしていかなければならない、これは当然のことです。そういう面において、町政の課題としても、これからも一層努力をしてまいりたいと、そういうように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 キノコに関する厚岸町の基本姿勢はよくわかりました。その上で、1点だけお聞きしておきますが、資料で見ますと4条、入居者の資格というところで3項、入居可能の日から起算して1年以内、要するにお貸しするのは1年間だけですよということですね、生産者でない一般枠は。それで、1年たったら返してもらうことがあり得ます。ただ、更新することもありますからという規定なんです、これはよくわかるんです。わかる上でちょっとお聞きするんですが、借地借家法を初めとして入居者を保護するためのいろいろな法律がございますよね、そういうものには抵触するおそれはないのかどうか、この点についてはもちろんきちんと精査していると思いますので、かくかくしかじかがゆえにないという説明をお聞きしたいものであります。

それと、もう1点、暴力団関係で、またここで聞くのは大変申しわけないんですが、先ほど実質的には2回しか質問ができなかったのでお許しいただきたい。

それで、手続的な運びというところでお聞きするわけでありますが、先ほどの答弁の中で暴力団の定義に関して、結局最終的には実質的な認定は警察で行って、その立証責任もあると。だから、それを重要視しながら、特におかしいのではないかというときについてまで、何でもかんでも唯々諾々と従うものではありませんよということは副町長から聞いて、それは当然です、最終責任は厚岸町ですからね、それはいいんですが。

そうしますと、そこでお聞きするのは、この条例が発効したときに現在入居者について全員、それから今後応募してくる人について全員、警察に照会してすべてを洗ってもらおうというわけではないですよ。やはり町、結局最終的には担当者ということにはなるでしょうが、見て、これは疑いありというときに、初めていわば町長から警察署長に意見聴取を加えることができるという規定が発効するわけですよ、そういうふうと考えてよろしいわけですね。

また、警視庁のほうでは全然見落としていたけれども、警察では非常に有力な情報を持っていて、署長のほうから町長に対して今この人が入っているけれども、あるいは入れるそうだけれども、これについてはこうですよというのがくる場合があるというのが20条の話だと思うんですが、19条というのは町長のほうから警察署長に対して、この人についてはちょっと我々としては煙たいんだけど、何か火がくすぶっていますかというような話になると思うんです。決して、全員を全部リスト持って行って、済みません、見てくれませんかというものではないと思いますし、またそんなことをやったら大変ですよ。がゆえに、町において暴力団員とは何かという定義はきちんと押さえていなければならない、理解をしていなければならない、こういうことにもなると思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。この2点についてお聞きいたします。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、きのこ生産者住宅に関する借地借家法の適用関係、こういったものにつきましては、きのこ生産者住宅、これは行政財産と位置づけされているものでございまして、

これは地方自治法第238条の4第5号において、借地借家法の適用はされないという規定が明確になってございまして、まず借地借家法のほうは適用されないということでございます。

それから、暴力団員等の確認でございますけれども、これは質問者もおっしゃいましたとおり日ごろの例えば入れ墨を見せたり、日ごろの脅迫的な言動、こういうところでトラブルを起こしていないか、そういったことによりまして日ごろの管理業務の中で知り得た情報に基づいて、暴力団員の疑いが高いというものについて警察のほうへ照会をして、暴力団であるかないかの確認をしていくということになるわけでございます。

最後のほうで、暴力団員という定義等をきちんと押さえておく必要があるというご指摘がございました。私どもも、もう少し的確に勉強いたしまして、きちんと押さえた形の中で、今後この管理のほうの対応に当たっていきいたいというふうに思いますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

2番、堀議員。

●堀議員 まず、暴力団の関係なんですけれども、先ほどの議案第42号は公営住宅法の改正に伴う暴力団規定の制定だったんですけれども、これは根拠法令とかというのが当然ないわけでの、今行政財産に対しての使用制限を加えようというものなんですよ。そうしたときに、今後他の町有施設、町有財産を使用しようとかといったときに、今後これらの暴力団の排除規定というものをどんどんどんどん設けていくのか。また、その都度、その都度、使用申請があったときには警察のほうに照会とかをするようになってしまうのかというものをまずお聞きしたいのと。

それで、今回第4条では、入居者の範囲の拡大というものを図ったわけなんですけれども、先ほど安達議員のほうから産業振興としての、それが第1だと、それは私も思います。ただ、現実的には、それをうたわれてもう何年もたってきている中での今の空き家の状況です。それに対してどうしようといったときに、今この第4条にみなし規定を設けてまでも入れようとする。

ただ、不十分だと思うのが、私はこのみなし規定の中で使用期間が最長で1年というふうに定められていることが、ちょっと残念だなと思ったんですけれども、やはり入居者の居住の安定を図るといったときには、少なくともこういう規定というのは大変問題があるのではないかと。

例えば、3月の1日に入って、3月31日までの使用期間を年度で区切りますからやったにしても、すぐその後に生産者が入りたいんだといったときには、もうその人には有無を言わず出ていってくれというようなことにもなり得ない。そうしたときには、入った人間にしてみると、いつ出ていってくれというふうに言われかねない、そういう不安を抱えながらの入居をしなければならないというのでは、それであれば新たな入居者があらわれるというのはあり得ないのかなというふうに私は思うんですよ。そういった中では、そこら辺というのはどうなのかなというふうなのをお聞きしたいのが2点目。

あと、實際上、使用期間が1年未満というふうに定めているものに対しても、同様に

敷金というものを取るのかどうなのかというものをお聞きしたいのが3点目でございます。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 前段の総体的なことに関して、私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、公共施設に係る、特に例えば集会所の暴力団の排除規定、これはもう既に、ちょっと年度は今明確にお答えすることはできませんけれども、既に条例等の中でうたっております。

なお、総体的に、全体的にこれが不足がある、あるいは特に規定をしなければならないという規定があった場合には、それは同様な扱いをできるような方向で検討をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうからは、使用期間の1年という設定の考えでございますけれども、それについてお答えしたいと思います。

これにつきましては、まずは厚岸町の財務規則の225条第1項に、使用許可期間というのが規定されておまして、それに準じて1年以内としたものでございます。先ほど、町長からも答弁もありましたとおり、この厚岸町きのこ生産者住宅、この目的はあくまでもきのこ生産による地域の活性化を図るということで、きのこ生産者を優先しまして生産者が長期的に空き家となる場合には、この1年以内という期間を定めまして、一般町民の方に行政財産の目的外として使用させるというものでございます。

ただ、また更新時までいきのこ生産者業者が生産者住宅を求めない場合は、さらに更新もできるというものとしてございます。

ただ、今一般の方が入られたとして、確かに急にあしたから出ていけとかといったことはしないというふうな考えではございます。民法上からいきますと、満了期間3カ月前以内に更新をしなければならないと。それから、解除の申し入れというのは、言ってから3カ月というものがございますので、そういったものを考えますと、3カ月前には入居者の方にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

それと、敷金を取るのかというご質問でございましたけれども、敷金は取るという形になります。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 1点目についてはわかりました。

2点目です。それであれば、あくまでも行政財産の目的外使用の範囲から脱していないんですね。であれば、わざわざこのような条例規定というものは本来必要だったのかというものが疑問としてあるんです。例えば、条例に基づくにしても、条例上、目的

外使用というものを1項設けたほうがよかったのか。わざわざ入居者資格としてのみなし規定をつくってまでも入れる必要というものがあつたのかというものが、これは条例の制定上の考え方ですからあれなんですけれども、ちょっとそういう疑問というのが生じるんですけれども。

あと、敷金に関してなんですけれども、1年という使用期間が決められている人間に対して、2カ月分とか3カ月分入れたというふうにして、1度1度、それではまた使用期間が切れたときには返して、また更新時には入れるようになるのかどうなのかということなんです。そのような手間というか、そういうようなことというのは実務上あり得ちゃうのかというものがちょっと疑問として思いますので、もう一度お聞きいたします。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 敷金の話でございますけれども、敷金はきのこ生産者住宅の条例規則のほうでうたっております。更新する場合については、返すとか、そういう手続をしないで、そのままといったこととなってまいります。それでご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 どうなんですかね、使用期間が定められているものに対して、更新をする、ただ更新はあくまでも更新であって、1度使用期間が切れてしまうというふうにするのが通常ではないのかなというふうに私は思うんです。

そもそも、1年しかあれない、行政財産の目的外として使用させるものに対して敷金を取るのは、ちょっとどうなのかということに私は思うんです。あくまでも目的外として使用させるのであれば、使用の域を脱しないのであれば、敷金というのは取らなくてもいいのではないかなと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

敷金は取らなくてもいいのではないかとご質問でございますけれども、敷金、まずこれは年度期にかわる場合には、更新ということで再契約ではないので、そのまま置いておくということになります。

それから、敷金につきましては、基本的には何もなければ、退去時にはお返しするということになってくるわけでございます。ただ、その中でもし住宅の破損等が見られましたら、その中で相殺をしていくということでございますので、基本的には敷金はいただいておりますというふうな考えでもっていきたいというふうに考えますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

1 番、音喜多議員。

●音喜多議員 今の話からしていくと、このきのこ住宅は借地借家の条例にも従わないけれども、町の公有財産でと。今、敷金は取ると言われていています。では、これは入れるけれども、きのこ住宅希望者が出てくると、そこに入りますよと、それで3カ月たったら事前に通知して退去くださいということになるわけですが、退去の場合、これ公的なものの中で当然補償というか、引っ越しというか、そういったものは生じないだろうと思うんですが、一般的には公の中で公の都合により退去してくださいといった場合は、大家さんの都合もあるだろうけれども、そういう引っ越し、移転というんですか、そういうものは求められる可能性が出てくるでしょう。きのこ住宅の場合でしたら、もう最初から目的があるわけだから、その辺はどうなっているんですかね。一般的には、公住の場合で、公住の場合は出ていってくださいということは今まではなかったんだろうと思うんですが、こうして入れたものの、新しい方が見えてきたので、3カ月後に出ていってくださいと。そうすると、これは役場の都合というか、公的な都合によってくるわけですが、この辺はどのような見方というか、見解としてなっていますか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ただいまのご質問でありますけれども、一番最初に質問を受けて、借地借家法の適用があるのかということに関してないと、この施設については借地借家法の適用はないと。したがって、居住者に居住権を付与する権利がないんです。公の都合でもって、最初からそういう1年内という契約をして、他に優先的に入っていただくきのこ生産者で、この住宅に入りたいという方が出てこない限り、自動的に更新していきましょと。ただし、出ていくときには、自分の責任でもって出ていただきますよということでもありますので、前段、一番最初に議論になった借地借家法の適用の有無ということが大前提になって判断されるということになります。

●議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員

●音喜多議員 それは、この条例から見ると、そういうことは見られないわけですが、何か細則か何か、そういうものできちんとあれでしょうか。入居者がそういう書面というか、民間のアパートに入ったって書面を交わすわけですよ、そういうことが1項載っかっていなければ、後で裁判ざたというか、そのときは言った言わないの話になってしまうと、ちょっと問題が生じる可能性もあるのではないかなと思うものですから、やはり公の場合はそういうものをしっかりしておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） それは、先ほど根拠になるものは、地方自治法にあって、これについては借家借地法の適用はございませんよという判断をさせていただきました。上位法でそう定まっていることについて、条例できちんと定める必要はないと思いますけれども、入居をされる前にれっきとした契約手続がございますから、そこで今言った話はきちんと説明をさせていただいて、その上で手続を踏んでいくと、本人もそういうことを了解の上で入居をいただくという手続をとるということでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 一般入居者の入居についてお伺いしたいんですが、今、菌床住宅は家賃が段階的になっていたんです。初め、4万円ですか、これが何カ月分ですか、それをちょっと教えてほしいのと。

まず、それをお願いいたします。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） きのこ住宅の家賃でございますけれども、入居から3年間は2万円でございます。それから、入居から4年目以降2年間は3万円、それから入居日から6年以降は4万円というふうになっております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、この家賃はそうしたら、一般の方が入居するのを貸せば4万と言っていましたよね、それはどこから出てきて4万なんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 家賃の4万円、一般入居者の4万円とした理由でございますけれども、これにつきましては平成12年にこの条例を制定する際に算出しております金額、これが建設費用をもとに残存率、0.9を掛けて、それから建設費用の償還年数、これを25年で割返して月当たりにした金額、これが4万909円というふうになっておりまして、端数整理をして4万円ということで算出されたものでございます。これを採用したものでございます。きのこ生産者の6年目以降の家賃と同額となってくるものでございます。

ただ、このほかに違う見方としましては、公営住宅の中での近傍同種家賃、これの算定をしてみただけですけれども、これが9万535円という金額となりまして、非常に高額な家賃となってしまうわけございまして、余り現実的な金額ではないと。それから、厚岸町の市街地におきまして、同程度の住宅の家賃を調べますと、おおむね7万円程度といった家賃となっている実態があります。上尾幌という立地条件を踏まえますと、例えば鉏路へ行くとか厚岸町へ行くといったときには、通勤・通学というようなことは大体2万から3万程度かかってくるというふうに思いますので、そうしたことを勘案します

と大体4万円というのとは妥当な金額ではないかというふうに考えたものでございます。

それと、先ほど言った近傍同種家賃の9万535円というふうに言いましたけれども、これがもとに公営住宅の算出に用います立地計数、それから利便計数というのがございまして、そういったものの計数をあそこの上尾幌地区に当てはめると、4万1,650円というふうな金額となってまいります。こちらから見ましても、この4万円というのとは妥当な金額であるというふうに判断して設定したというものでございます。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第44号 厚岸町学校林設定条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

管理課長。

- 教委管理課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第44号 厚岸町学校林設定条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

議案書58ページをお開き願います。

本条例につきましては、昭和37年に昭和27年制定のそれまでの条例を廃止し、新たに制定したもので、以来、今日まで1度の改正も行っておりませんでした。この間、条例の中で引用されている条例等が廃止されていたり、一部実態と規定が合わなくなっているなど、条例としての不備がある状況となっており、改正を検討してまいりました。

その経過について若干説明させていただきますが、全国的な学校林の状況として、新規の造林はほとんど実施されていません。一番大きな要因は、本条例にあります学校林活動の目的の第1であります学校財産の造成が木材価格の低迷により、その意義が低くなってきたことにあります。現在では、地球温暖化対策による二酸化炭素吸収源や自然環境保全、とりわけ森林と厚岸町の基幹産業である漁業との結びつきの重要性など、環境教育の教材としての位置づけが強まっています。それらを踏まえた中で、条例改正に当たりましては、学校林自体のあり方も含め、全面的な改正を検討してまいりました。

た。

しかし、現在、条例に基づく契約が存在するなど、現在設定されている5つの学校林それぞれに個別の課題があることから、根本的な見直しをした上での全面改正には至りませんでした。

したがいまして、本改正におきましては、条例規定上の不備や現在の実態に即した改正にとどめさせていただきました。

なお、これより先は、あらかじめ配付させていただいております議案第44号説明資料の新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第2条、特例でございますが、本条例に引用されております厚岸町有財産の取得及び管理、処分に関する条例及び、厚岸町普通基本財産造成条例については、既に廃止された条例であることから、本条を削除するものです。

次に、第4条第3項中、部分林における地上権設定登記の規定ですが、現在契約している町有地以外の土地については、国及び道有地であり、登記自体が困難であるとともに、今後の民有地での契約予定もないことから、当該規定部分を削るものです。

次に、学校林の処分規定の第7条のうち、第2項につきましては、第2条の改正と同様に、この項の根拠であります厚岸町普通基本財産造成条例が廃止されていることから、当該規定を削るものです。

続いて、第9条、補助であります。北海道民有林造成事業補助規則は、既に制度自体が廃止となっているとともに、補助規定の必要性もないと判断されることから、当該規定を削るものです。

議案58ページにお戻りいただきます。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

また、本条例の施行規則についても改正を予定しておりますので、参考までに配付させていただきます。ご参照願います。

以上、甚だ簡単、雑駁ではありますが、本議案に係る改正内容をご説明申し上げました。

なお、本条例につきましては、現在進めております各学校林の問題点の整理と今後の方向性が決まり次第、全面的な見直しを行いたいと考えておりますので、今回の部分的な改正にとどまったことに対し、ご理解をいただきたいと存じます。

最後に、長年にわたり条例の不備を放置していたことに対し、深くおわびを申し上げますとともに、以後、再び係る事態を招くことのないよう、事務の適切な執行に十分意を配してまいりますことを申し添え、提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 今のご説明を聞いていてわかりましたが、今回はとりあえずの改正であると。この後、いろいろな個々の課題もあるし、そういうものをきちんと見極めた上で抜本的改正に入りたいと、こういうことでよろしいんですか。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） はい、おっしゃるとおりでございます。

それで、まず今回、条例の不備をさせていただきましたけれども、これから実は今までの学校林に関する書類関係でございます。これをもう一度見直し、現場との突き合わせを行いたいという部分があります。

それと、それが終わり次第、現在のそれぞれの問題点、これについて整理をした中で方向性を定めてまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 今回の1回目の提案理由説明の中でもあったとおり、学校林条例の目的そのものがもう既に時代とはちょっとそごを来しているのではないかという部分もあるわけですね。ですから、本当に抜本的な改正ということになってくると思うんですが、そのまとまるのはいつごろをめどにしていますでしょうか。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） まず、事務的な整理は平成20年度で終わらせたい。その上で、その内容にもよりますが、20年度内にその内容によって方向性ができれば決めたいというふうには考えてございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 個々の条文のてにをはまでというのと、相当時間もかかってくると思うんですが、例えば目的のような根本的な部分ですね、そこでの方向性がある程度固まったところで、また議会にも、どういう形にするかは別として、示して、説明をいただきたいものだというふうに思います。もちろん、でき上がってから、条例の審査として議会に諮るのは当然ですけれども、その前の段階である程度の方向ができてきたところで、いわゆる中間報告的なものみたいなものも公開していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私ども、この条例改正に当たりまして、最初に申し上げましたとおり、根本的な考え方の転換が必要なんだろうというふうには考えてございます。作業を進めていく段階で、実は20年度に方向性が定まったとしても、条例そのものを改正に至れるかどうかというのは、これまた別な話だというふうに考えてございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、年度内にはその方向性を定めるという目標の中で進め

てまいります。それが定まった段階で、議会にも当然報告というふうには考えてございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（発言する者なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

条例審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後 3 時44分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第6、議案第31号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家族等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第36号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上6件を再び一括議題といたします。

議案第31号から議案第36号まで、6件の議案審査につきましては、条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

13番、条例審査特別委員会、室崎委員長。

●室崎委員長 条例審査特別委員会に付託されました議案第31号から議案第36号までの6件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（南谷議員） まず最初に、議案第31号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第32号についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第33号についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第34号についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」「反対」の声あり)

- 議長（南谷議員） これより起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（南谷議員） 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第35号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

●議長(南谷議員) 本会議はこの程度にとどめ、延会いたします。

午後 3 時50分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年3月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員